資料4

電力広域的運営推進機関の活動状況について

平成27年7月28日

電力広域的運営推進機関
理事長　金本　良嗣

電力広域的運営推進機関
Organization for Cross-regional Coordination of Transmission Operators,JAPAN
OCCTO

目　次

１．広域系統整備委員会における検討状況について

２．調整力等に関する委員会における検討状況について

３．スイッチング支援等に関する検討状況について

４．発電設備の設置等に伴う事業者の費用負担等の在り方の検討について

目　次

１．広域系統整備委員会における検討状況について
　１－１．広域連系系統の設備形成
　１－２．広域系統長期方針の検討状況
　１－３．東北東京間連系線計画策定プロセスに係わる検討状況
　１－４．東京中部間連系設備(FC)計画策定プロセスに係わる検討状況

２．調整力等に関する委員会における検討状況について

３．スイッチング支援等に関する検討状況について

４．発電設備の設置等に伴う事業者の費用負担等の在り方の検討について

１－１. 広域連系系統の設備形成

- 電力広域的運営推進機関（以下、「本機関」）は、広域運用の観点から、**広域系統長期方針**および**広域連系系統の整備に関する個別計画**（以下、「広域系統整備計画」）を策定することを業務規程にて定めている。
- 本年4月より、本機関が設置する**「広域系統整備委員会」**において、広域系統長期方針及び広域系統整備計画（2件）について検討を進めている。

広域系統整備計画の計画策定プロセス

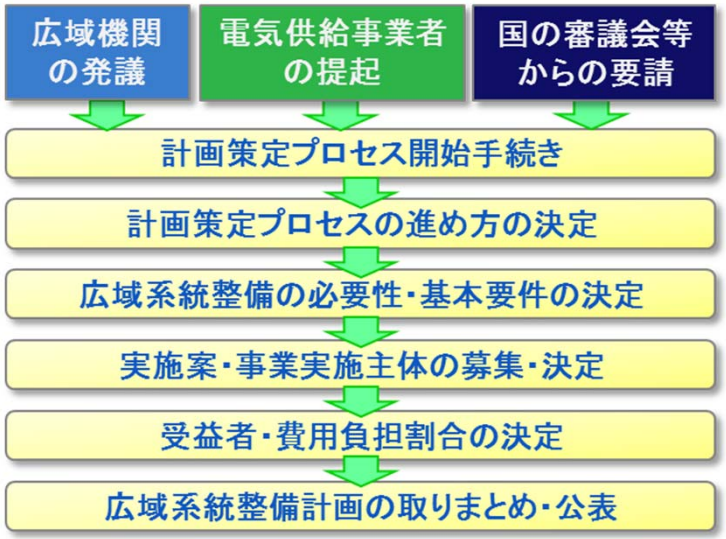

計画策定プロセス開始件名

①東北東京間連系線　・・・ 電気供給事業者の提起

②東京中部間連系設備(FC)・・・国の審議会等からの要請

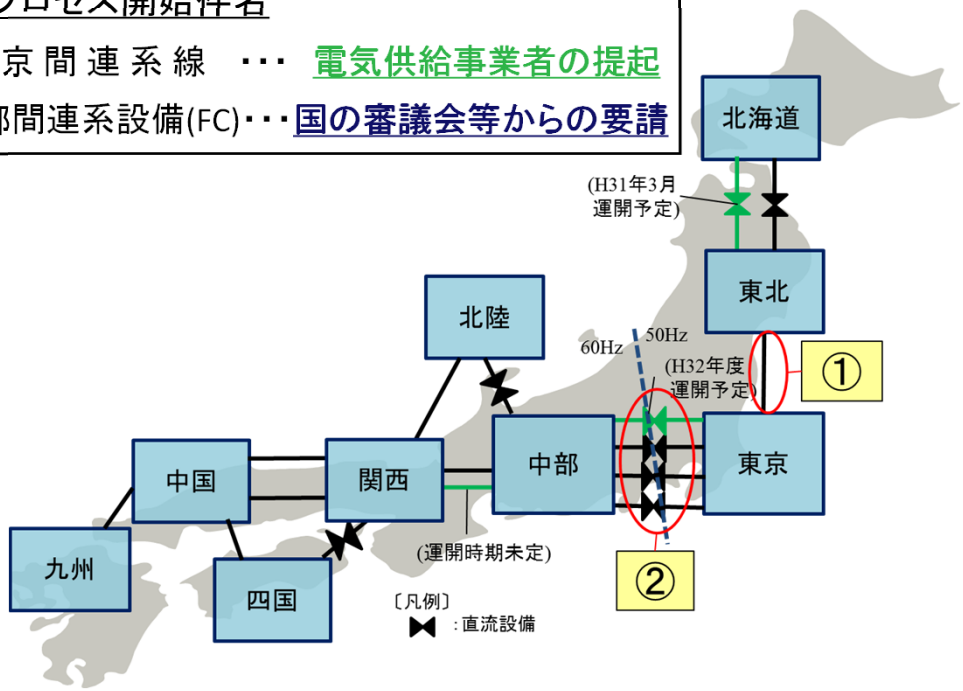

電力広域的運営推進機関
Organization for Cross-regional Coordination of Transmission Operators,JAPAN
OCCTO

１－２. 広域系統長期方針の検討状況
（1）広域系統長期方針の位置づけ

■ 広域系統長期方針の策定においては、国の政策方針、国の審議会等における審議、策定済みの広域系統整備計画、本機関による電力系統に関する調査・分析の結果等を踏まえ、10年を超える期間を見通した検討を行い、**全国の電力系統のあるべき姿及びその実現に向けた考え方を示す**。

2－2. 全国の広域連系系統に関する長期方針の策定② 4

【広域系統長期方針の位置づけ】

○国の政策方針や広域系統長期方針、広域系統整備計画、個別の工事計画の関係を図示すると以下のイメージ。

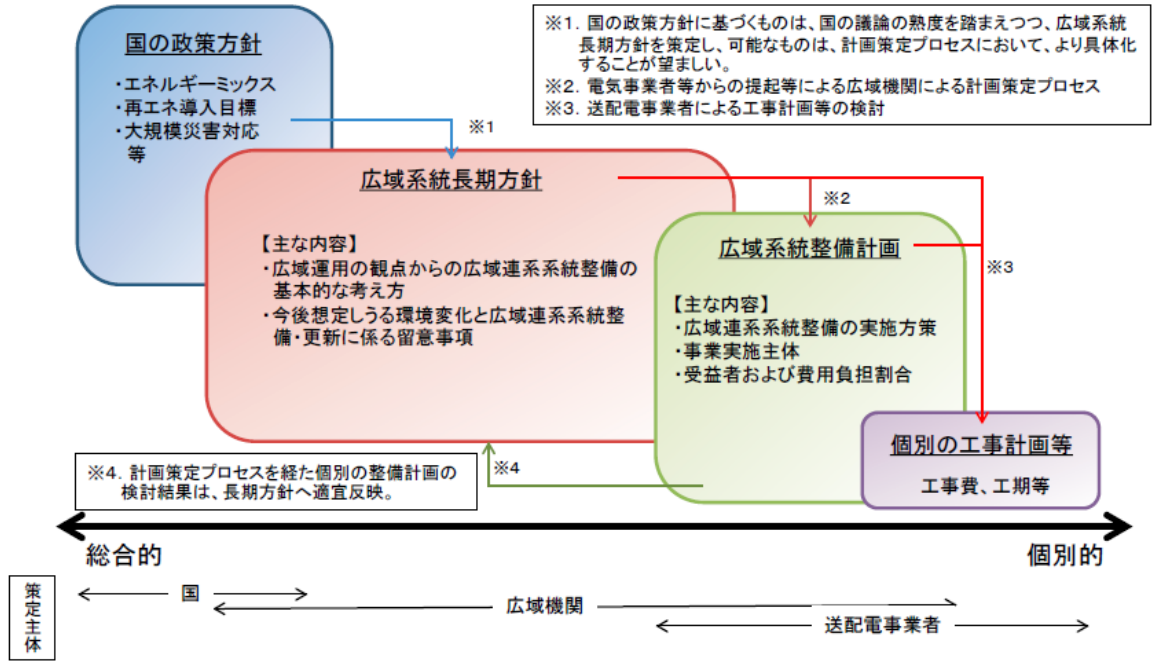

電力広域的運営推進機関
Organization for Cross-regional Coordination of Transmission Operators,JAPAN
OCCTO

（第8回制度設計WG資料5-5より抜粋）

１－２. 広域系統長期方針の検討状況
（２）これまでの系統整備委員会での検討状況

■ **長期方針策定の全体イメージ**（次スライド参照）や**ターゲットとする年次を2030年とすること**について確認した。

２. 長期方針策定の方向性と検討の流れについて

13

（１） 長期方針策定の方向性

■ 将来系統への道筋を見据え、長期方針のターゲットを2030年とする

過去からの系統発展の歴史
↓
現状
↓
10年後：供給計画
↓
2030年：長期エネルギー需給見通し
↓
更なる将来：温暖化対策、電源構成の変化、人口減少等々

■ 長期エネルギー需給見通しを基に、複数のシナリオ（需要・供給）の電力潮流シミュレーションを行うことで、電力系統のあるべき姿を実現するうえでどのような課題（電力系統の弱点等）が発生するのか抽出する

■ その課題に対し、経済性や実現性も踏まえ、どのような対策が有効となるのかを、現時点における技術開発の動向も含めた将来的な視点で考察し、電力系統のあるべき姿の実現に向けた考え方を取り纏める

（第2回広域系統整備委員会資料2より抜粋）

１－２. 広域系統長期方針の検討状況
（参考）広域系統長期方針の全体イメージ

政策方針および社会的要請

- エネルギーミックス
- 再エネ導入目標
- 広域メリットオーダー
- 大規模災害対応
- 安定供給
- 新たな電力供給形態（DR、ネガワット取引）
- 市場活性化
- 低廉な電気料金　　等々

電力需給および流通設備の現状

- 需要、電源
- 送変電設備の状況（経年情報含む）
- 広域連系系統の利用・運用状況　等々

既存の将来計画（＝供給計画（10か年））

- 需要想定
- 設備（発送変）の新増設および廃止

広域連系系統の果たすべき機能の充実
（安定性向上、経済合理的な電源の利用、予備力の適正な配置、スケールメリット、広域周波数調整　等々）

10年を超える将来を見通し、我が国全体の広域連系系統のあるべき姿を描く

実現に向けた考え方

（第1回広域系統整備委員会資料7より抜粋）

１－３. 東北東京間連系線計画策定プロセスに係わる検討状況
（1）これまでの検討経緯と今後の予定

- 電気供給事業者より電源設置の観点から提起を受け、計画策定プロセスを開始した。
  - 電気供給事業者からの提起 ・・・ **平成27年 4月 3日**
  - 計画策定プロセス開始 ・・・ **平成27年 4月15日**
- 計画策定プロセスの開始にあたり、増強ニーズの探索、増強容量の検討の目的から、電気供給事業者の募集を実施した。
  - 募集結果： **15社** **5,073,010kW** （19発電所）（平成27年7月7日現在）
- 上記の募集結果を踏まえ、現在、対策案の検討及び評価を実施中。基本要件、実施案及び事業実施主体の募集、受益者・費用負担割合の決定などを経て、本年9月を目途に基本要件を取りまとめ、**平成28年10月**を目途に広域系統整備計画を取りまとめる予定。

- 概略スケジュール

項目	平成27年度				平成28年度
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	
計画策定プロセスの検討（東北東京間連系線）	電気供給事業者募集	▼	基本要件決定		▼ 整備計画決定
	対策案検討・評価		実施案等募集		評価・負担割合

1－3. 東北東京間連系線計画策定プロセスに係わる検討状況
（2）電気供給事業者の募集結果　応募された電源の地域分布

■ 応募電源の地域分布は下図のとおりであり、東北エリアの太平洋側南部、日本海側北部に偏在

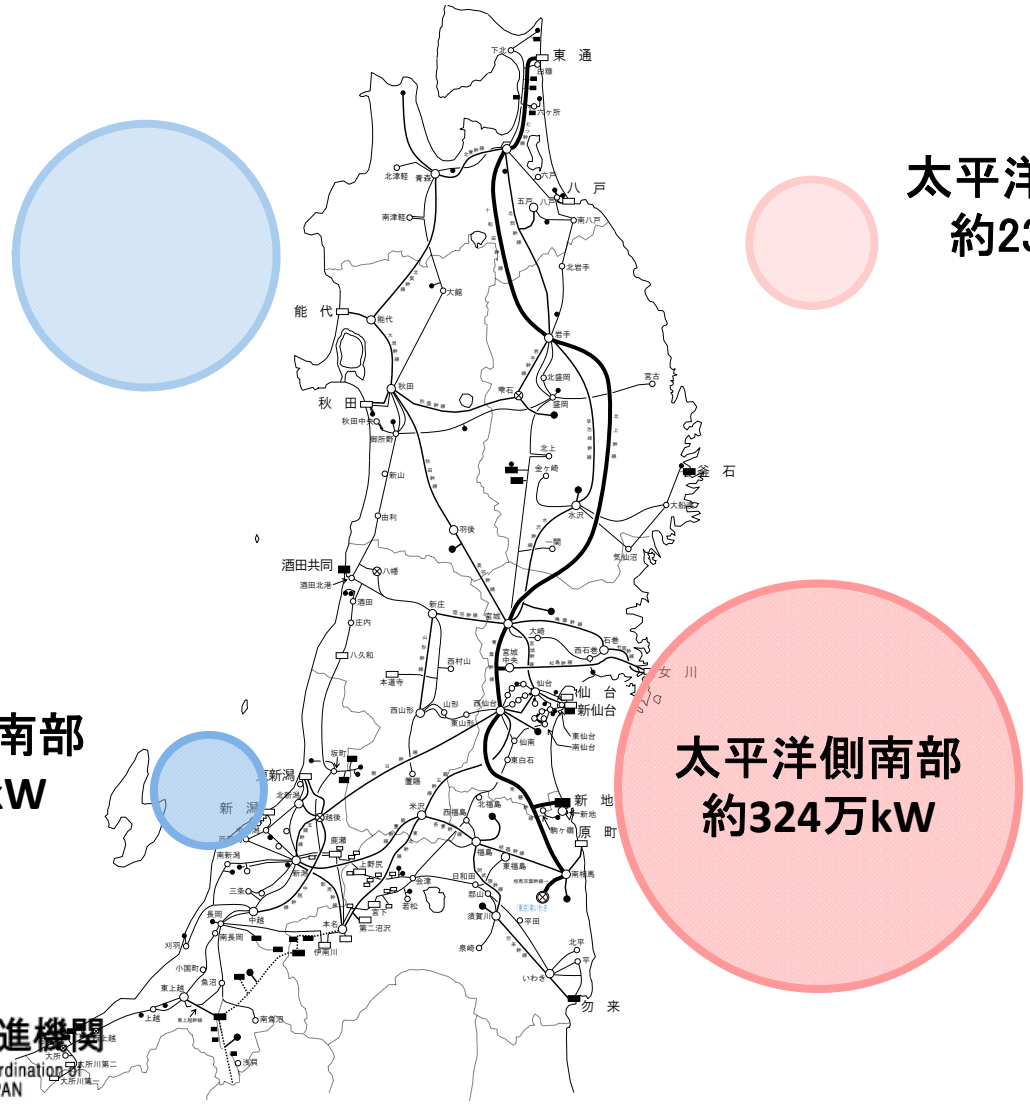

電力広域的運営推進機関
Organization for Cross-regional Coordination of Transmission Operators,JAPAN
OCCTO

更新年月日：平成 26 年 7 月

1－3. 東北東京間連系線計画策定プロセスに係わる検討状況
（3）基本要件決定に向けた検討状況

- 増強ニーズを踏まえ、**既設線路の建替増強**、**新ルートの建設**、**電源接続先の切替**などの対策案について、詳細検討を進めることを確認した。
- それぞれの対策案に対し、**運用容量の拡大効果**、**工事費等**の一次評価を実施。
- 今後、詳細な比較評価を実施予定。

◆新ルート検討の方向性

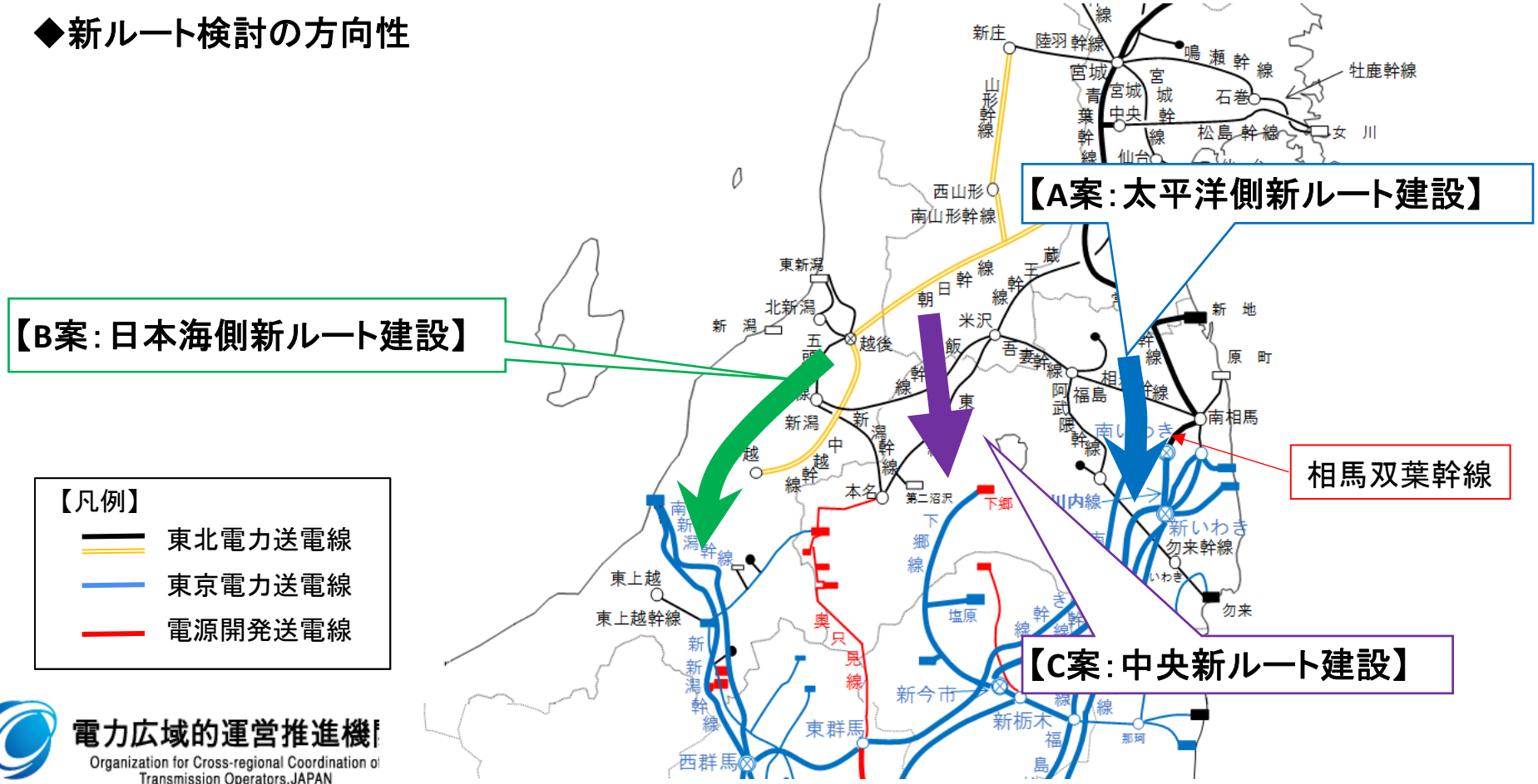

電力広域的運営推進機関
Organization for Cross-regional Coordination of Transmission Operators,JAPAN
OCCTO

1－4. 東京中部間連系設備(FC)計画策定プロセスに係わる検討状況
（1）これまでの経緯と今後の予定

- 平成24年4月にとりまとめられた審議会報告（地域間連系線等の強化に関するマスタープラン研究会）において、FC現行120万kWから300万kWまでの増強について提言。
- ESCJの**「東京中部間連系設備増強に係わる報告書」（平成25年1月）**において、**210万kWまでの増強については計画を決定**し、300万kWまでの増強については、ルート案の検討を実施。
- 本年4月に開催された**第9、10回電力需給検証小委員会**において、大規模災害発生時のシナリオ評価により、安定供給及び経済性の観点から**FC300万kWまでの増強の必要性が確認され**、**電力需給検証小委員会から本機関に増強案の技術的検証要請。**

- 国からの要請に基づき、FC増強に関する**計画策定プロセスを開始し**、広域系統整備委員会にて具体的検討に着手。本年9月を目途にルート選定等の基本要件を取りまとめ、**平成28年4月**を目途に広域系統整備計画を取りまとめる。

- 概略スケジュール

項目	平成27年度				平成28年度
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	
計画策定プロセスの検討 （東京中部間連系設備（FC））	対策案検討・評価		▼基本要件決定、需給検証小委への報告案取りまとめ 対策実施案提案・評価	評価・負担割合	▼整備計画決定

1－4. 東京中部間連系設備(FC)計画策定プロセスに係わる検討状況
（2）増強案の検討状況

- 国での整理事項※を踏まえ、増強ルート及び時期について技術的観点からの検討を開始。 ※300万kWまでの増強が必要、増強ルートは佐久間、東清水を軸とする。
- FCの増強（＋90万kW）ルートについて、佐久間、東清水の既存地点での増強を軸として、+90万kW増強の具体的な配分案は、佐久間+90～+30万kW、東清水0～+60万kWの組み合わせで検討することを確認。
- 各増強案について、経済性、工期、リスク等の評価を実施。
- 今後、増強効果及び受益者範囲の確認を実施予定。

＜FC設備容量＞　既設120万kW，210万kWまで増強計画決定

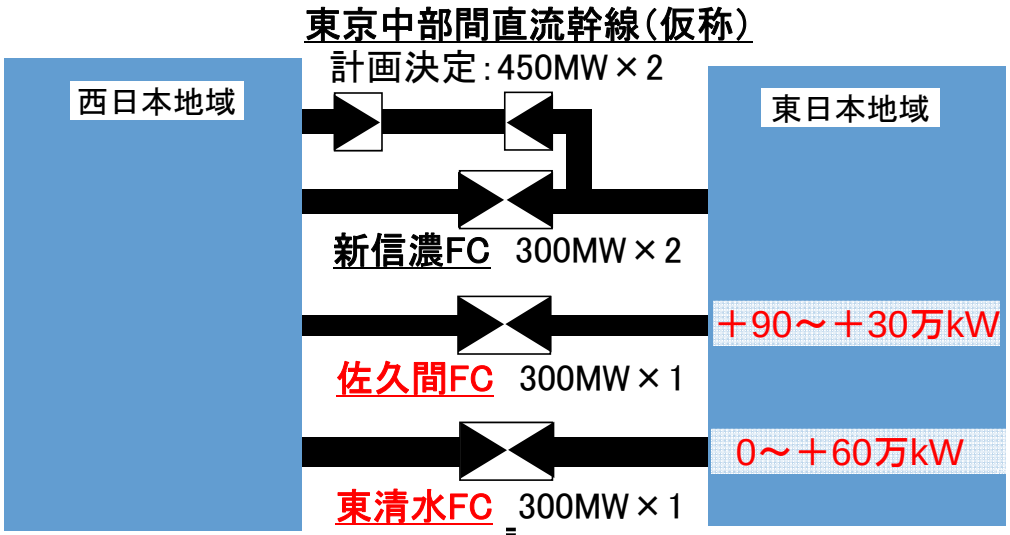

【凡例】
▶◀：周波数変換設備
▶◀：交直変換設備

＜+90万kW増強の配分案＞

案	佐久間ＦＣ（万ｋW）	東清水ＦＣ（万ｋW）
A	９０	０
B	６０	３０
C	４５	４５
D	３０	６０

90万kW増強について合理的な対策を検討する

目　次

1. 広域系統整備委員会における検討状況について

2. 調整力等に関する委員会における検討状況について

3. スイッチング支援等に関する検討状況について

4. 発電設備の設置等に伴う事業者の費用負担等の在り方の検討について

2. 調整力等に関する委員会における検討状況 （検討の進め方）

- 第8回制度設計ワーキンググループの整理を踏まえ、有識者を中心とした「調整力等に関する委員会」を設置し、検討を進めているところ。
- 委員会では、次の両面から検討を進める。
  - ✓ これまでの考え方の再確認、見直し可能性の検討
  - ✓ 海外事例等の調査による、代替案の有無、適用可能性の検討

概要スケジュール

項目		平成27年度 上期	平成27年度 下期	H28年度
調整力	需給バランス調整・周波数制御のための調整力について、 ・これまでの必要量の考え方の再確認・見直し可能性検討 ・調査による代替案有無・適用可能性の検討 ・考え方の見直しの方向性に関する検討			必要時
マージン	・連系線期待分をマージンとして設定する現行の考え方の再評価 ・マージン減少の考え方 ・系統の安定を保つために確保するマージンの考え方の再評価			

2. 調整力等に関する委員会における検討状況 （検討の進め方）

■ 検討に当たっては、海外の状況等を踏まえつつ、

- ✓ 長期の断面については、需給バランスの確保のため、一般送配電事業者及び小売電気事業者が確保する調整力や予備力は如何にあるべきか。
- ✓ 短期の断面については、需給バランスの確保及び周波数制御の実施のために確保すべき調整力は如何にあるべきか。
- ✓ それぞれの断面で連系線マージンをどのように位置付けるか

というフレームワークで議論を進めていくこととした。

※今後の議論により必要に応じ論点を追加

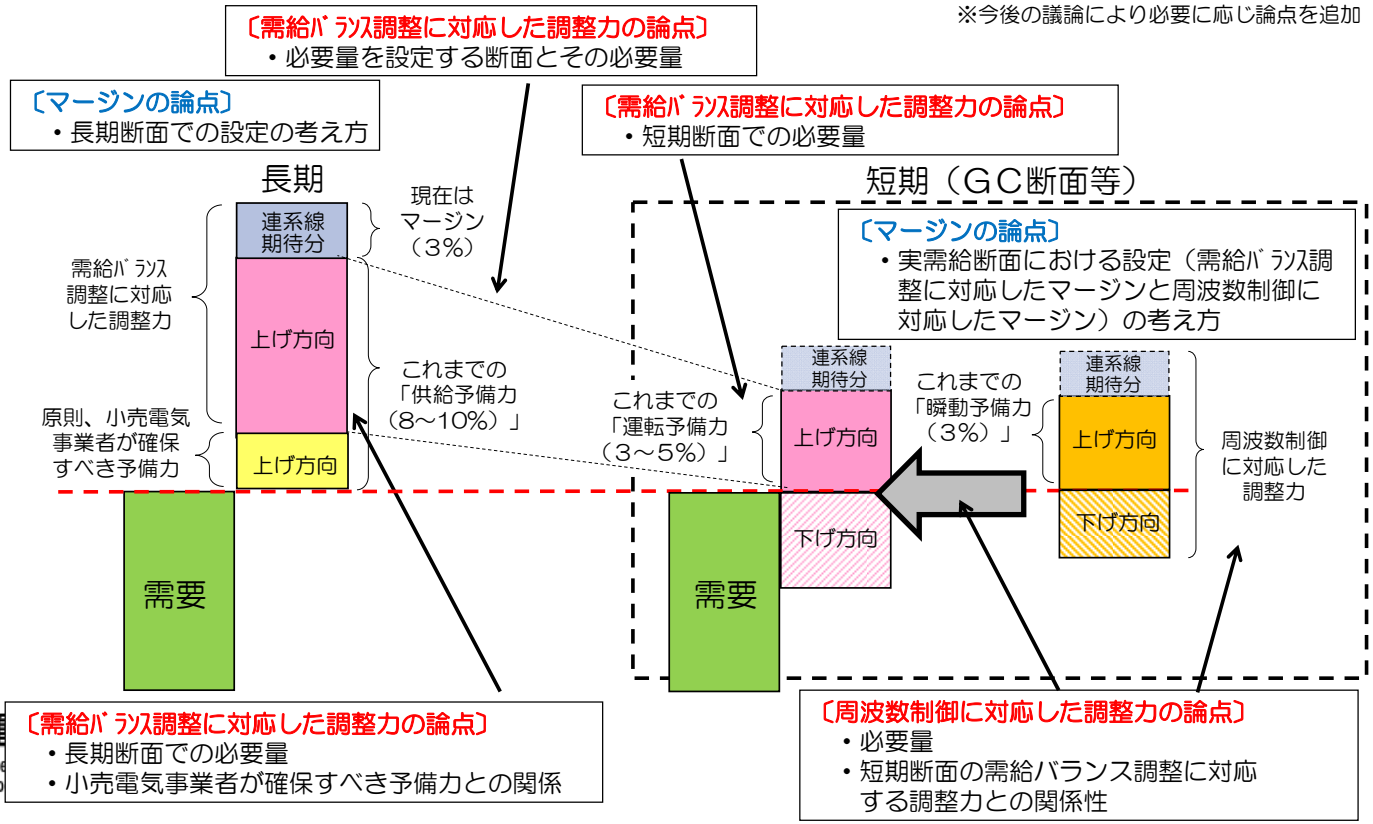

これまでの考え方の見直し（長期断面）

- 現状は、「持続的需要変動」（需要の長周期変動分）及び「偶発的需給変動」（需要の不規則な変動分や供給力の変動分）の2種類に整理されている長期断面の調整力について、まずは適用する分析・算定手法を仮決めした上で、分析や算定の条件、評価方法、確保すべき調整力の考え方について、順を追って検討を実施予定。

長期断面に関するこれまでの考え方の見直し手順（第3回調整力等に関する委員会資料を基に作成）

	分析対象・手法の特定	対象量の分析	必要となる調整力の算定
「持続的需要変動」対応に関する検討	・適用する分析手法（論点１－①）	・分析の対象とする期間（論点１－②）	・確保すべき予備力の考え方（論点１－③）
「偶発的需給変動」対応に関する検討	・適用する算定手法（論点２－①） ・対象とする変動要素（論点２－②） ・評価断面（論点２－④）	・確率分布の設定方法（論点２－③）	・評価基準（論点２－⑤） ・確保すべき調整力・予備力の考え方（論点２－⑥） ・長期断面と短期断面で確保する調整力の関係（論点２－⑦）

適宜、反映

〔調査による代替案の検討〕
海外諸国で導入されている考え方を調査分析
（我が国への新たな手法の導入可能性も含む）

→

〔取り纏め〕
長期断面の調整力・予備力の在り方の方向性を取り纏め

（参考）これまでの考え方の見直しにおける論点：長期断面

（持続的需要変動）

需要の長周期変動分

（論点１－①）
適用する分析手法

（分析データ）
需要実績
※各月の最大三日平均

分析手法
（従来はＥＰＡ法）

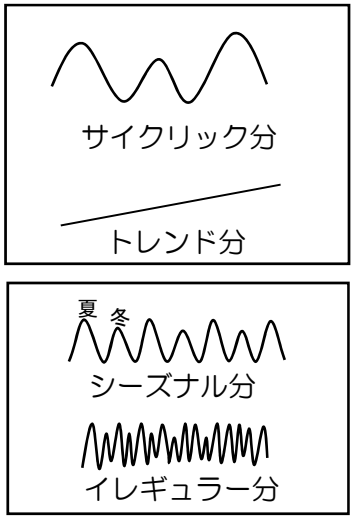

（これまでの考え方）

サイクリック分のうち上振れ分を持続的需要変動に対応する予備力として確保（１～３％）

（論点１－③）
確保すべき予備力の考え方
（サイクリック分、及びその他需要想定値と実績との差異発生の要因となっているものの扱い、確保量を全国同一とするか地域別とするか）

（論点１－②）
分析の対象とする期間（年数）

（偶発的需給変動）

需要の不規則な変動分
供給力の変動分

※　網掛けが本日の論点

（論点２－①）
適用する算定手法
（確率論的手法、積上方式）

（変動要素）
- 需要
- 電源の計画外停止
- 出水
- ・・・

算定手法
（従来は確率論的手法により算定）

（これまでの考え方）

偶発的需給変動対応する予備力として、７％＋連系線期待分（３％）を確保

（論点２－⑥）
確保すべき調整力・予備力の考え方（確保量、確保主体、 確保時期、連系効果の織り込み、確保量を全国同一とするか地域別とするか）

（論点２－⑦）
長期断面と短期断面で確保する調整力の関係

（論点２－②）対象とする変動要素
（論点２－③）確率分布の設定方法

評価基準・断面
（現在は、８月の毎日の最大需要に対して0.3日／月）

（論点２－④）評価断面
（論点２－⑤）評価基準

電力広域的運営
Organization for Cross-region Transmission Operato
OCCTO

（第3回調整力等に関する委員会資料より抜粋）

これまでの考え方の見直し（短期断面）

- 現状、「運転予備力」や「瞬動予備力」と呼ばれている短期断面の予備力・調整力について、一般電気事業者ごとの確保の考え方を調査した結果、必ずしも統一した考え方が存在しないことが判明した。
- 今後、変動要因の整理・定量化を行った上で、確保すべき事業者や手段について検討を行ってゆく予定。

需要変動要因の例

（第3回調整力等に関する委員会資料を基に作成）

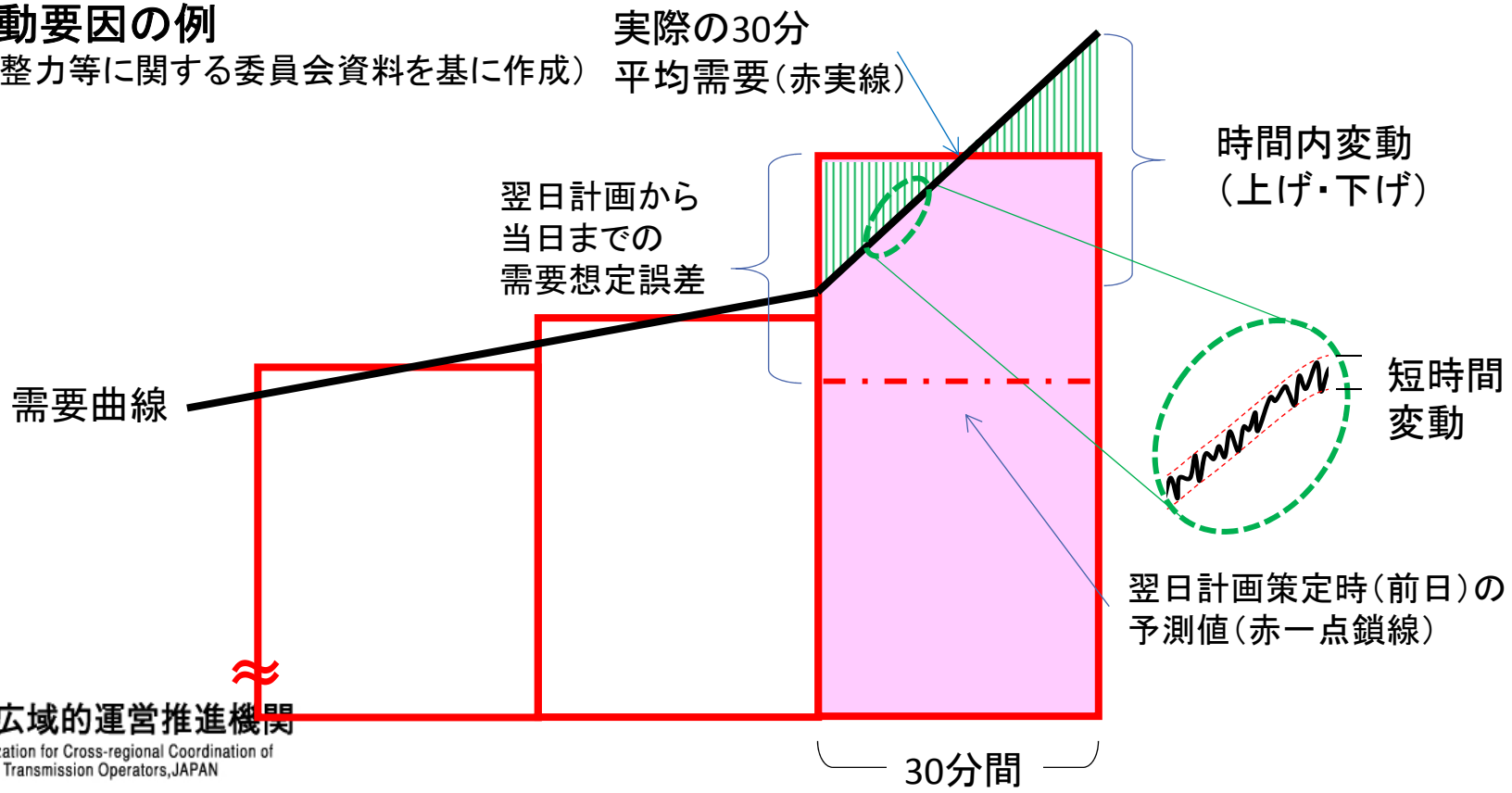

2. 調整力等に関する委員会における検討状況 （代替案の調査）

代替案の有無、適用可能性の検討（長期断面・短期断面）

- 今後、一般送配電事業者が確保すべき調整力の在り方について、これまでの考え方とは異なる代替案の可能性を探るため、外部委託を活用し、以下の事項について調査を実施予定。現在、委託事業者の選定を行っているところ。

  （主な調査項目）
  - ✓ 調整力確保の考え方（調整力の種類、定義、必要量、必要量の算定方法）
  - ✓ 調整力確保の方法（確保主体、手段）
  - ✓ 自然変動電源導入拡大への対応状況（自然変動電源対応のための調整力確保有無）
  - ✓ 大規模自然災害等への対応
  - ✓ マージン

- 欧米全体を幅広く調査するとともに、電力自由化の進展や自然変動電源導入拡大に伴って調整力確保の考え方を見直した機関等を特定し、重点的に調査。

- 調査結果をもとに、日本への適用可能性等について検討を行う。

論点1：周波数制御・需給バランス調整のために確保すべき調整力の量の考え方①

8

○一般送配電事業者があらかじめ確保すべき調整力（前頁図の①）については、当面は、これまでの供給予備力に関する考え方も踏まえ必要量を算定することとし、広域機関設立後、再エネの導入拡大等による調整力の必要量の増大を踏まえ、見直しを図っていくこととしてはどうか。

(1) 周波数制御に対応した調整力

発電側、小売側が30分同時同量制度の下で求められるのは、あくまで、30分単位で電力量(kWh)を合わせることであり、時々刻々の需給変動(kW)をバランスさせることは求められていないため、一般送配電事業者は、これをエリア単位で調整することが必要。

(2) 需給バランス調整に対応した調整力

①発電事業者によるゲートクローズ後の電源脱落

発電事業者が、代替電源を確保するまでの間は、一般送配電事業者が、発電インバランス補給を行うことが必要。

②小売電気事業者によるゲートクローズ後の需要の見積もり誤差

気温予測誤差等により、計画値を超える需要が発生した場合には、一般送配電事業者が、需要インバランス補給を行うことが必要。

実運用に近づくにつれて、気温変動分に必要な予備力が徐々に減少していくことを背景に、現行では、4時間前のタイミングで、一般電気事業者が確保しておくことが必要な予備力の量は、原則として、3～5%程度と考えられている。

↓

第2弾改正実施による事業類型見直し後、当面は、現行の供給予備力に関する考え方（次々頁参照）も踏まえつつ、一般送配電事業者が、実需給1時間前（ゲートクローズ時点）で必要な予備力の量を算定。

（注）系統規模に対して大きな電源が存在する地域における予備力の量についての考え方は、地域間連系線におけるマージンの位置付けと併せて検討。

(3) FIT電源対策

再エネの導入拡大に伴い、FIT電源のインバランスの処理のための調整力の確保が必要。

(4) 計画外停止対応

(2)①が一時的なものとして扱われるのに対し、例えば、大規模自然災害等による電源の長期的な計画外停止に対し、経験的に見積もることが適当とされる量。

従来の供給予備力概念の中では、十分な配慮がなされていない。

↓

来年4月の広域機関設立後にきちんとした議論を行い、必要量を特定していくことが必要。

OCCTO

目　次

1. 広域系統整備委員会における検討状況について

2. 調整力等に関する委員会における検討状況について

3. スイッチング支援等に関する検討状況について

4. 発電設備の設置等に伴う事業者の費用負担等の在り方の検討について

3. スイッチング支援等に関する検討状況について

- 第13回制度設計WGにて、「小売営業に関するガイドライン」に示す必要がある項目について案が示されたところ。
- 広域機関では、これを補完する「スイッチング支援システム」に関するルール」を定める。

電気事業法

第2条の12～17関連

■小売営業に関するガイドライン

（1）電気料金の設定方法に関する事項
（2）停電に関する問い合わせへの対応
（3）不当な情報提供に関する事項
（4）小売電気事業者が契約解除の申込を受けた際の本人確認に関する事項
（5）小売電気事業者の発意による契約解除時の手続に関する事項
（6）小売電気事業者として登録を受けずに需要家に電気を供給する行為に関する事項
（7）不当な解約制限に関する事項
（8）特定の競合相手を市場から退出される目的での不当に安い価格での小売供給に関する事項
（9）一般送配電事業者に対して自己に有利な取扱いとするよう働きかける行為に関する事項
等

第28条の40関連

■業務規程
需要家スイッチング支援

■送配電等業務指針
スイッチング支援システムを利用する業務に関する事項※

※スイッチング支援に関する実務者会議にて規定する内容を検討

3. スイッチング支援等に関する検討状況について

- 「スイッチング支援に関する実務者会議」におけるルール検討
  - 廃止取次に係る小売事業者間の遵守事項 ： 大枠を整理、文案作成中
    - ✓ 廃止取次の際の本人確認（なりすまし防止）
    - ✓ 解約に伴う不測の需要家不利益（需要家⇔小売間のトラブル防止）
    - ✓ 円滑な廃止取次の実現（ワンストップ廃止取次のための小売間連携）
- スイッチング支援システム開発
  - 小売電気事業者に向けて開発仕様を開示 ： 外部インタフェース、コード定義、ファイル定義
  - アプリケーション製造・単体テスト ： 平成28年3月運用開始に向けて開発中
- 「30分電力量提供に係るシステム検討」
  - 課題検討のための体制を構築する方向で準備中

平成27年度計画	第1四半期（4～6月）	第2四半期（7～9月）	第3四半期（10～12月）	第4四半期（1月～3月）	平成28年4月以降
ルール検討	ルール体系整理、文案作成		事業者説明 フィードバック	意見募集 認可手続	
スイッチング支援システム開発	ハード構築 アプリケーション開発	単体・結合試験	接続試験	試運用	運開
実務者会議	隔週1回程度で開催				
（参考）制度運用		小売電気事業者 事前登録			電力小売全面自由化

（参考）スイッチング支援等に関するルールの詳細

■ 廃止取次について、実務者会議にて以下の内容を規定すると整理

①本人確認（なりすまし防止）

■新小売電気事業者は、本人確認に必要な情報として、以下の情報を用いて現小売電気事業者に申込を行う。
- 現小売電気事業者の契約番号
- 現小売電気事業者との契約名義
- 需要家の住所

■申込時の情報の保存期間は、最短で3か月程度とする。

②解約に伴う不測の需要家不利益事項説明（需要家⇔小売電気事業者間のトラブル防止）

■解約に伴い需要家が被る可能性のある一般的な不利益事項について、新小売電気事業者より説明する。一般的な不利益事項の想定は、以下の通り。
- 現小売電気事業者との契約期間中の解約に伴う違約金の発生
- 各社の発行ポイントの失効
- 継続利用割引に適用される継続利用期間のクリア
- 過去電力使用量に関する現小売電気事業者への照会不可

■需要家に対し、廃止取次の仕組みを説明する。説明事項は以下の通り。
- 現小売電気事業者との契約解除手続を新小売電気事業者が代行する
- スイッチングを取消す場合、新小売電気事業者へ申し出る必要がある

③円滑な廃止取次の実現（ワンストップ廃止取次のための小売電気事業者間連携）

■現小売電気事業者は、新小売電気事業者からの廃止取次申込に対し、合理的な理由なく拒否してはならない。

■廃止取次申込の取得から、廃止可否判断、託送廃止申込までを極力速やかに実施する。
- web経由、API利用問わず、コアタイムにて廃止取次申込の確認を1時間に1回以上行い、上記業務を行う。
  - コアタイムとは、平日（月～金、祝日・年末年始[12/29～1/3]を除く）の9:00～17:00を基本とする。
- やむを得ない事情がある場合はこの限りではないが、極力短時間で実施する。

■コアタイムを越えて申込まれた廃止取次は、翌営業日のコアタイム開始時に申込まれたものとして廃止可否判断を行ってもよい。
- この場合においても、翌営業日のコアタイム開始時から極力速やかに廃止取次を実施する。

目　次

1. 広域系統整備委員会における検討状況について

2. 調整力等に関する委員会における検討状況について

3. スイッチング支援等に関する検討状況について

4. 発電設備の設置等に伴う事業者の費用負担等の在り方の検討について

- 第13回制度設計ワーキンググループ資料6－3の中で、一般負担額が、「ネットワークに接続する発電設備の規模に照らして著しく多額」と判断される基準額について、広域機関があらかじめ指定する方向性が示された。
- これを受けて、本機関では本日開催された広域系統整備委員会で検討を開始したところ。

一般負担の限界について

17

- 上記により、特定負担額及び一般負担額が算出されたとしても、数万kWの発電設備の建設のために一般負担額が数百億円となる場合など、**一般負担とされた額がネットワークに連系する発電設備**（※1）**の規模に照らして著しく多額**である場合にまで、全額一般負担としてネットワーク側の送配電設備を敷設するのは不適切（※2）。

  （※1）合理的に連系が見込まれる将来の発電設備も含む。

  （※2）特定負担は発電設備設置者に費用負担を求めるものであること、一般負担は需要家が託送料金として負担するものであることから、これらの額の算出にあたっては、資材調達なども含め徹底した合理化・効率化を行うことが大前提。
- そのため、**一般負担額が、「ネットワークに接続する発電設備の規模に照らして著しく多額」と判断される基準額を超えた額**については、**特定負担**としてはどうか。
- 具体的には、①過去の発電設備の設置を契機としたネットワーク側の送配電設備の増強に必要となった費用のkWあたりの単価の分布状況（連系に至らなかった案件も含む。）、②ネットワーク側の送配電設備の増強に伴い得られる効果、③連系する系統の規模毎の単価の分布状況に係る差異、④増強が必要となる送配電設備の性質（※）などを勘案し、**あらかじめ広域機関が指定する**こととしてはどうか。

  （※）例えば、地域間連系線については、その裨益は広く特定のエリアに留まらないというメリットがある一方でその整備が長距離に及ぶため一般的にはkWあたりの単価は高くなる傾向にあることから、その点も踏まえた検討が必要ではないか。
- なお、広域機関が基準を指定するにあたっては、各種資料を収集する必要があるが、各電気事業者は、報告又は資料の提出を求められたら、遅滞なく報告又は資料の提出を行わなければならない（電気事業法第28条の42第1項・第2項等）。

※　第13回制度設計ワーキンググループ資料6－3より抜粋

（参考）広域系統整備委員会概要

■ 構成員

委員長	古城 誠	（上智大学 法学部地球環境法学科 教授）
中立者委員	岩船 由美子	（東京大学 生産技術研究所 特任教授）
	大橋 弘	（東京大学大学院 経済学研究科 教授）
	加藤 政一	（東京電機大学 工学部電気電子工学科 教授）
	工藤 禎子	（株式会社三井住友銀行 執行役員 成長産業クラスターユニット長）
	清水 宏和	（清水印刷紙工株式会社 代表取締役社長）
	田中 誠	（政策研究大学院大学 教授）
事業者委員	伊藤 久徳	（中部電力株式会社 経営戦略本部 部長）
	大村 博之	（JX日鉱日石エネルギー株式会社 ﾘｿｰｼｽﾞ&ﾊﾟﾜｰｶﾝﾊﾟﾆｰ電気事業部長）
	坂梨 興	（大阪ガス株式会社 ガス製造・発電事業部 電力事業推進部長）
	福田 隆	（関西電力株式会社 執行役員 電力流通事業本部 副事業本部長）
	松島 聡	（日本風力開発株式会社 取締役）
	柳生田 稔	（昭和シェル石油株式会社 執行役員 電力事業部長） 敬称略、五十音順

■ 開催実績（※会議資料は本機関ウェブサイトにて公表）

- 第１回：4月24日：当面の議題および今年度のスケジュール、広域系統長期方針、
  広域系統整備計画（策定プロセス概要、個別整備計画）、
  広域的取引に関する検討開始要件について、等
- 第２回：6月 8日：広域系統長期方針、
  広域系統整備計画（東北東京間連系線、東京中部間連系設備）等
- 第３回：7月28日：第２回の続き、
  基幹系統増強費用負担の考え方及び一般負担基準額設定の検討の進め方

（参考）調整力等に関する委員会概要

構成員

委員長	大山 力	（横浜国立大学 大学院 工学研究院 教授）
中立者委員	大橋 弘	（東京大学大学院 経済学研究科 教授）
	荻本 和彦	（東京大学 生産技術研究所 特任教授）
	合田 忠弘	（同志社大学大学院 理工学研究科 客員教授）
	松村 敏弘	（東京大学 社会科学研究所 教授）
事業者委員	加藤 和男	（電源開発株式会社 経営企画部 部長代理）
	川辺 豊明	（サミットエナジー株式会社 専務取締役）
	塩川 和幸	（東京電力株式会社 執行役員 パワーグリッド・カンパニー・バイスプレジデト）
	雫石 伸	（株式会社エネット 取締役 技術本部長）
	田中 良	（株式会社NTTファシリティーズ ソーラプロジェクト本部　部長・ゼネラルアドバイザー）
	平岩 芳朗	（中部電力株式会社 執行役員 流通本部 系統運用部長） 敬称略、五十音順

開催実績（※会議資料は本機関ウェブサイトにて公表）

- 第１回：4月30日：調整力等に関する検討の進め方、
  これまでの供給予備力の考え方、現行のマージンの考え方、等
- 第２回：6月11日：調整力に関する系統容量の定義、
  短期断面における調整力確保の考え方と需給バランス・周波数調整の状況、
  海外事例の調査、等
- 第３回：7月24日：短期断面における調整力確保の考え方の現状等（前回続き）、
  短期断面における調整力必要量の検討、
  長期断面における調整力等必要量の検討

（参考）スイッチング支援に関する実務者会議概要

構成員

SBエナジー株式会社、株式会社エネット、株式会社F-Power、大阪ガス株式会社、
オリックス株式会社、関西電力株式会社、昭和シェル石油株式会社、電気事業連合会、
東京ガス株式会社、東京電力株式会社、丸紅株式会社　　五十音順

開催実績（※会議資料は本機関ウェブサイトにて公表）

- 第１回：4月23日：検討スケジュール、等
- 第２回：5月14日：ワンストップ廃止取次ルール（案）、等
- 第３回：5月28日：スイッチングに関するルールの建付け、ワンストップ廃止取次ルール（案）等
- 第４回：6月11日：システム利用開始手続き、廃止取次本人確認における「お客様番号」の定義、
- 廃止取次時に需要家が不利益事項詳細を知るタイミング、等
- 第５回：6月25日：廃止取次本人確認における「現小売の契約番号」（続き）
- 第６回：7月　9日：３月運用開始時の負荷分散、廃止取次のキャンセル・訂正